

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 平成30年 6 月26日（火） 午前 8 時57分～午前 9 時10分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長職務代理者(副市長) 教育長 参与(兼)児童青少年部長
企画財政部長 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長
環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市長職務代理者 これより庁議を開催します。審議事項1「平成30年（行ウ）第186号非公開処分取消請求事件にかかる応訴について」の説明をお願いします。

部 長 原告が所属する政党が行った本件の対象文書の情報公開請求に対し、6月21日付けで当該文書における加害者に関する情報を公開する決定を行っていることから、却下を求め、応訴してまいりたいと考えています。

市長職務代理者 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。次に審議事項2「狛江市まちづくり条例改正（案）骨子に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について」の説明をお願いします。

部 長 5月7日から6月5日までパブリックコメントを、5月16日及び19日に市民説明会を実施し、この度、いただいた意見に対する回答案をとりまとめました。

意見の提出者数は4人、意見の件数は18件で、大規模開発等事業構想手続きは省略せず、残すべきであるという意見、大規模土地取引行為の届出は、5,000㎡以上の土地について、3ヶ月前までの届出とすべきという意見等がありました。これらの意見に対する回答案については、資料のとおりです。

今後について、広報こまえ8月1日号及び市ホームページで公表し、その後、改正条例を第3回定例会に上程します。議決後、約半年間の周知期間を設け、平成31年4月1日から施行する予定です。

市長職務代理者 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。

次に報告事項1「『平成30年度 狛江・多摩川花火大会』開催における職員の応援について」を報告してください。

部 長 8月8日に開催する「平成30年度 狛江・多摩川花火大会」の概要については、6月5日の庁議において説明しましたが、今回は、職員の応援依頼についてです。

前回の花火大会は、主催者発表で狛江側7万人、川崎側4万人、合計11

万人もの来場があり、今回も同程度の来場者が見込まれること、また、何よりも事故なく円滑な運営を図る必要があることから、当日の運営に当たっては、相当数の職員を配置する必要があります。

配置職員数について、開場時間である午後3時には一定の人員が必要であることから、午後2時30分から勤務していただく職員を35人、午後5時から勤務していただく職員を112人、合計147人を予定しています。

なお、台風等の影響により工作物を撤去せざるを得ない状況になった場合、当日の応援とは別に撤去作業の応援をお願いさせていただく場合があります。

今後、応援職員の推薦について、各部長へ事務連絡を发出します。

なお、超過勤務の対応については地域活性課で一括して行います。

また、7月25日及び26日に特別会議室で開催する説明会において、業務内容等を説明します。

夏季休暇期間中であり、様々な予定があるとは思いますが、協力をお願いします。

市長職務代理者 本件について、質問等ありますか。

部 長 応援職員に対して、前回同様夕食の弁当の提供はありますか。

部 長 観光協会から弁当の提供があります。

市長職務代理者 平成29年度に調布市、世田谷区が主催した花火大会は、突然の豪雨で中止となっており、今回も同様のケースが想定されるため、観客の避難等についての対応方法を検討するようにしてください。報告を了承とします。その他お知らせはありますか。

部 長 平成30年大阪府北部地震災害義援金についてです。

6月18日に発生した大阪府北部地震に対する義援金について、日本赤十字社で受け付けを行っています。

市の対応としては、広報こまえ7月15日号及び市ホームページに義援金の振込先情報を掲載し、協力を呼びかける予定です。

義援金名は「平成30年大阪府北部地震災害義援金」で、受付期間は6月22日から9月28日までです。なお、義援金の受け付けは、日本赤十字社本社及び日本赤十字社大阪府支部で行っており、それぞれ指定の金融機関への振込みとなります。市民からの問い合わせがあった際は、広報こまえ又は市ホームページで確認いただくか、地域福祉課への案内をお願いします。

市長職務代理者 その他何かありますか。

部 長 計画の策定等についてです。

現在、市長が不在であるため、各部署において策定、ローリングをする計画等については、新市長就任後の庁議で諮るようにしてください。

なお、平成 29 年度の実績報告等については、この限りではありません。

市長職務代理者 6月19日の総務文教常任委員会において、「狛江市の『Operation』についての陳情」の付託を受け、政党機関紙の購読についての審議が行われました。要旨は「職場における公務員の政党機関紙各紙の購読状況・勧誘実態について庁内等での実態調査を行い、問題があった場合は、調査結果の公開及び所管省庁による是正措置等の対応・指導を求める」というもので、審議の中で、庁舎内で政党機関紙を受け取り、料金の支払いをする行為は、地方公務員として政治的中立性・公平性・公正性に疑義を持たれるものではないかという議論がありました。

現在、市としては、政党機関紙の購読については、個人で契約しているものであり、狛江市役所庁舎等管理規則の第4条に規定する物品には位置付けておらず、また地方公務員法第36条に抵触するような政治的行為にも当たらないと判断してきた経緯があります。

しかしながら、政党機関紙の購読を禁止するというものではありませんが、慣習的に行われてきたとはいえ、これらの行為により職員の政治的中立に誤解を生じさせるようであれば、庁舎内での取扱いを是正したいと考えています。

そこで、政党機関紙については、自宅への直接配送とし、支払いは振込みにする等、庁舎内での新聞の受取りや集金に応じないこととします。また公民館、図書館及び地域センター等の公共施設においても同様の扱いとしますので、職員への周知をお願いします。

部 長 自宅への直接配送の手続き等は、個人で行うということによろしいですか。

市長職務代理者 そのようにお願いします。

部 長 地域センター運営協議会事務局の職員については、どのような扱いとなりますか。

市長職務代理者 地域センター運営協議会事務局の職員についても、市職員と同様の扱いとします。

他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、7月3日午前9時から開催します。